

高校生(高等専門学校含)の契約及び個人情報保護に関する同意書

マジオドライバースクール多摩校 殿

私共は、申込者(契約者) (平成 年 月 日生)の

親権者として、貴社と申込者(契約者)が、貴社への入所契約をするにあたり、別紙の契約内容、契約に関する同意事項及び個人情報の取り扱いに関する同意事項に関して確認・承諾いたしました。

私共は、申込者(契約者)が上記契約を締結すること及び上記同意事項に関し同意することに親権者としてあらかじめ同意いたします。

なお、親権者の一方が共同親権者の代表として署名している場合か、親権者の離婚・死亡等により単独親権者である場合を除き、私共は親権者双方で署名をしております。

上記の件に関しまして、申込者(契約者)が負担する一切の債務については私共が責任を負うことを承諾いたしました。

令和 年 月 日

親権者様

住 所
電話番号
氏 名 印

親権者様

住 所
電話番号
氏 名 印

※必ず親権者ご本人様が記入・署名・捺印してください。

自動車教習契約書特約条項

申込教習生（以下「甲」という。）は、株式会社マジオネット多摩（以下「乙」という。）との間に下記の契約条項を確認し、承諾しました。

第1条（契約成立）

甲からの教習受講の申込を乙が受け付けた場合であっても、下記の場合には教習契約は成立せず終了します。

1 甲に、第2条にいう、法定の免許取得欠格事由があるとき

2 甲が、ローン契約（個別信用購入あっせん）による支払、またはクレジット契約（包括信用購入あっせん）による支払を希望し、かつ、当該ローンまたはクレジット契約の締結ができない場合。

3 甲が、適性試験に合格しない場合、または甲に文字もしくは言語の理解不足があり、教習に支障が生じると、乙が判断した場合

4 甲が、暴力団その他反社会勢力に属する場合、または粗野な言動や他人に多大な迷惑をかける行為等により、甲またはその他の者の教習に支障を生ずる場合

5 入校及び教習開始後の対象プランの変更はできません。

第2条（免許取得欠格事由）

1 甲は、以下の自動車等の安全な運転に支障のある症状を有していません。

（1）病気等の原因によって、または、原因は不明であるが意識を失うこと

（2）病気を原因として、身体の一部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。

（3）十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中活動している最中に、眠り込んでしまうこと

（4）病気を理由として、医師から免許の取得または運転を控えるよう助言されていること

（5）飲酒を繰り返し、絶えず体内にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。

病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。

2 甲は以下の処分を受けたことはありません。または卒業検定受験前1年以内に取消処分者講習を受講しました。

（1）運転免許の取消処分

（2）運転免許の拒否処分

（3）国際免許の6ヶ月を超える運転禁止処分

3 教習の終了後、上記の免許欠格事由があることにより、甲が免許を取得できなかった場合でも、乙は、甲から受領済みの代金の一切を返還できません。また、甲に、乙またはローンもしくはクレジット会社に対する、未払い代金債務がある場合には、甲はなお支払義務を負います。

第3条（期限）

1 甲は、教習につき、下記の期限があり、当該期限を過ぎた場合、既に受講した教習は原則として無効となることについて説明を受け、確認しました。

（1）教習期限…教習開始日から教習を修了しなければならない期限（9ヶ月以内、限定解除は3ヶ月以内）

（2）検定期限…全ての教習を修了した日から卒業検定に合格しなければならない期限（3ヶ月以内）

（3）仮免期限…仮免許証の交付日から6ヶ月間。期限内に卒業しなければなりません。

（4）法令及び当校の規定に基づく教習課程を全て上記期限内に受講する必要があること

2 乙は、甲に対し、前項1号の教習を行う義務を負います。同号の期限を過ぎた場合、本契約は終了します。この際乙は、甲からの受領済みの代金の一切を返金できません。

また、甲に乙またはローンもしくはクレジット会社に対する、未払い代金債務がある場合には、甲はなお支払義務を負います。

第4条（キャンセル料）

1 技能講習のキャンセルは予約日前日の17:00までにキャンセルして頂いた場合につきましては無料ですが、それ以降は1時間につき4,500円(4,950円税込)の技能教習料金をキャンセル料として申し受けますのでご了承ください。

2 修了検定及び卒業検定お申込みのキャンセルは、受験前日17:00までをお願いいたします。

それ以降はいかなる理由においても5,000円(税込5,500円)のキャンセル料を申し受けますのでご了承ください。

第5条（解約）

1 甲は、教習申込後、教習を終了するまでの間、本契約を途中解約することができます。この場合、技能教習料金のうち、未受講の教習回数に相当する料金は返金いたします。ただし、入校手続きにかかる手数料としての入学金、教習教材等の売買代金相当額、及び各種プラン等のオプション料金、学科教習料金については、返金できません。尚、入校時等にキャッシュバックを受けていた場合については、相当額の返金を求めます。教習未開始での解約の場合については、解約手数料5,000円(税込5,500円)を申し受けます。

2 乙は、以下の場合本契約を将来に向かって解約することができます。この場合、乙が甲から、未受講分の技能教習に相当する料金を受領していた場合には、当該部分は返金します。未受講部分の算定については、前項の規定と同様とします。

（1）甲が、1条3号、4号または2条1項各号に該当することが発覚したとき

（2）甲が、教習中に交通法規に違反し、刑事処分または行政処分がなされたとき

3 甲は契約から1年以内に教習を開始しない場合、乙側より契約を一方的に解除できます。また解除した場合には、未受講分の教習に相当する料金を受領していた場合には、当該分は返金します。ただし、入校手続きにかかる手数料としての入学金、教習教材等の売買代金相当額は返金できません。

第6条（教習中の乙の義務）

1 乙は、甲に対する教習を行うに当たり、その安全確保に努めます。ただし、教習中の事故については、乙以外の者に責めのある部分に関しては、損害賠償等の責任を負いません。

第7条（教習中の甲の義務）

1 教習中、指導員の指示に従わずに負傷等した場合、その治療費は全額甲の自己負担とします。

2 災害、労働争議、その他突発自体のため正常な教習が行われない場合、その損害請求は致しません。

3 甲は、荷物等を自己の責任において管理します。

第8条（個人情報の取得と利用）

1 乙は業務上必要な範囲内で、かつ、適法公正な方法により、個人情報を取得します。

2 乙が取得した甲の個人情報は、次の目的で利用します。

（1）乙で実施する免許取得のための教習・検定等を実施するため

（2）乙で実施する講習、認定講習を実施するため

（3）乙で実施する教習、講習 認定教育に関する内容の宣伝、サービスなどをお知らせするため

（4）乙が行う各種イベント、キャンペーン及び交通安全講習会等の開催案内などをお知らせするため

（5）顧客満足度の向上を図ることを目的とし、郵便、電話、電子メールなどの方法により、アンケート調査を実施するため

3 甲の個人データを次により利用します。

①利用する個人データの項目 住所、氏名、電話番号

②利用する者の範囲 株式会社マジオネット多摩

③当該個人データの管理について責任を有する事業者 株式会社マジオネット多摩

4 乙は、保有する個人データについて、正確かつ最新のものに保つように努め、個人データの漏えい、紛失等のないよう万全をつくします。また、業務遂行上の必要により外部専門業者に業務委託等を行う場合についても、委託先等に機密保持義務を課すなど個人データの管理監督につとめます。

5 甲の個人情報の開示（確認）又は誤った個人情報の訂正、追加、削除などを希望される場合は、乙の定める書面により受付致します。その際、本人であることを確認できるもの（運転免許証等）をご用意ください。

6 個人情報の取り扱いに関する問合せ先は、次のとおりです。

株式会社マジオネット多摩 教習事業部業務課 （住所）東京都日野市百草188 （電話）042（591）5345